

令和5年2月定例会

次世代育成・少子高齢化対策特別委員会説明資料

(その4)

保 健 福 祉 部
未 来 創 生 文 化 部
商 工 労 働 観 光 部
県 土 整 備 部
病 院 局
教 育 委 員 会
警 察 本 部

目 次

I 提出予定案件	1
1 その他の議案等	1
(1) 条例案	1

I 提出予定案件

1 その他の議案等

(1) 条例案

ア 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例
(次世代育成・青少年課)

(ア) 改正の理由

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣，文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに鑑み，地方裁量型認定こども園の認定の要件に，通園を目的として運行する自動車に車内の子どもの見落としを防止する装置を備え，これを用いて降車時に子どもの所在を確認すること等を追加する等の必要がある。

(イ) 改正の概要

㊦ 地方裁量型認定こども園の認定の要件に次に掲げる事項を追加することとする。

a 通園，園外学習等のために自動車を運行するときは，乗車及び降車の際に子どもの所在を確認すること。

b 通園を目的として運行する自動車に車内の子どもの見落としを防止する装置を備え，これを用いて降車時に子どもの所在を確認すること。

㊧ 幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園における職員配置の要件の特例を設けることとする。

㊨ ㊦のbについて，所要の経過措置を講ずることとする。

(ウ) 施行期日

この条例は，令和5年4月1日から施行する。